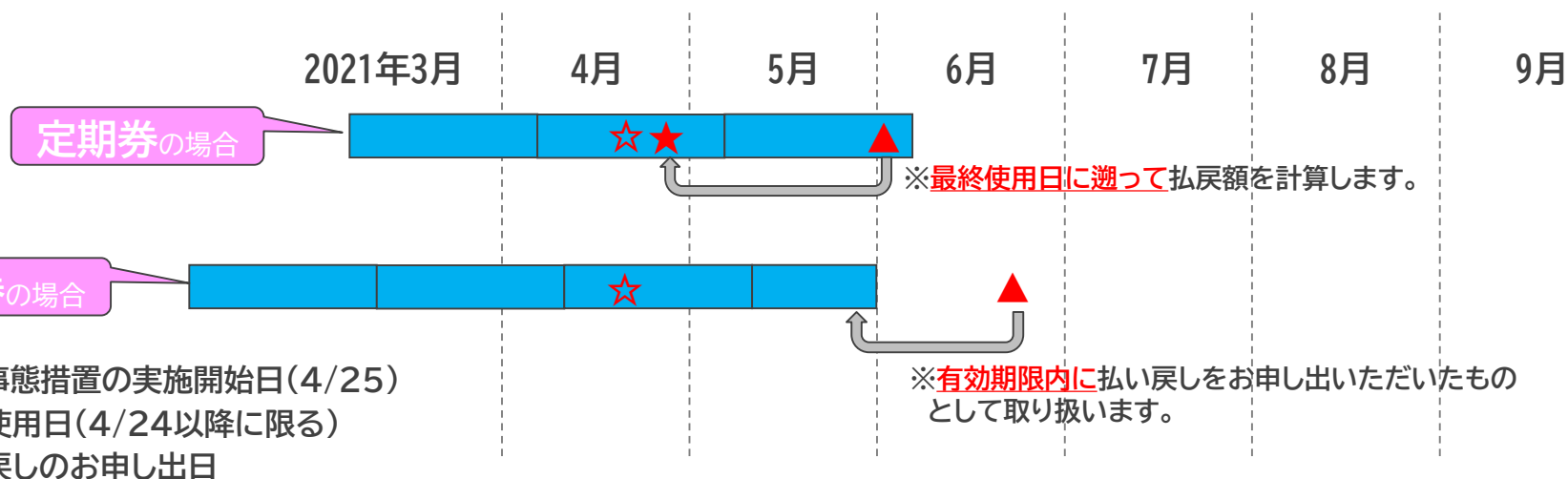


特例的な取り扱いの概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府から兵庫県を対象とした緊急事態宣言が発令されました。これに伴う外出自粛要請を受け、駅へお越しになることが困難なお客様に対して、対象となる乗車券類(※)について、**お客様からのお申し出により**特例的な取り扱いを行ないます。

(※)対象となる乗車券類については次ページを確認ください。

- 定期券・・・兵庫県を対象とする緊急事態措置の実施開始日の前日(4月24日)以降の**最終使用日に遡って払い戻し**を行ないます(所定の**手数料が必要**です)。
- 回数券・・・**有効期限内に払い戻しをお申し出いただいたものとして**取り扱います(所定の**手数料が必要**です)。
- 企画乗車券・団体券・・・**未使用**に限り無手数料で払い戻しを行ないます。



対象となる乗車券類

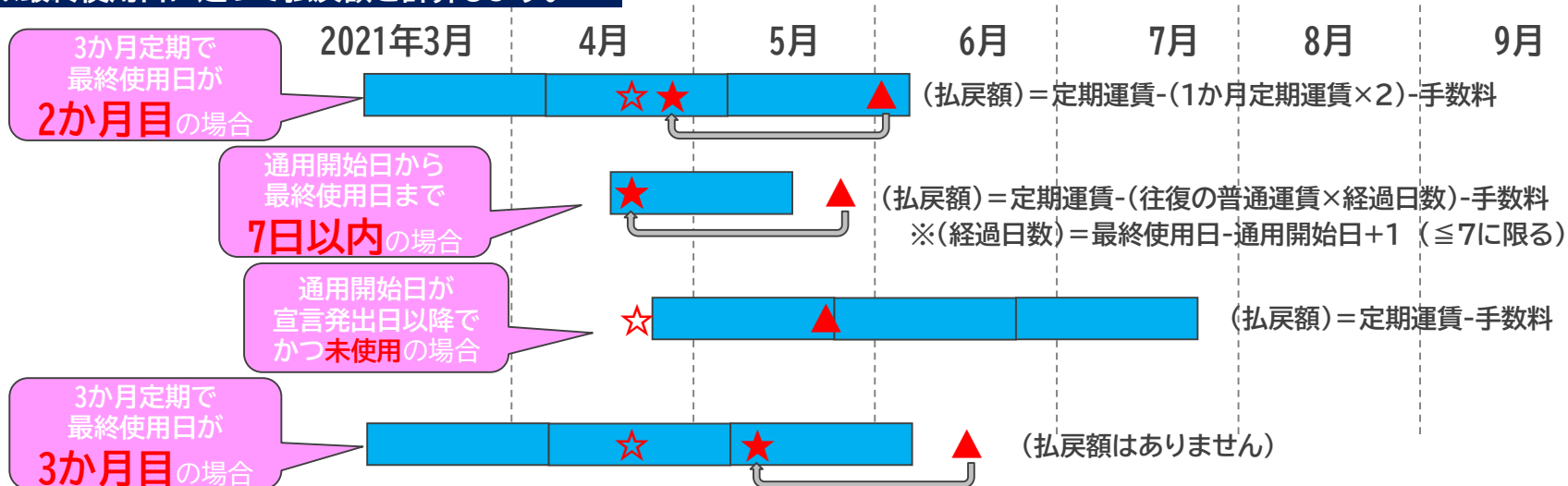
定期券の場合

- 緊急事態宣言の発出により外出自粛となり、払い戻しのために来駅することが困難な場合
(で、かつ)
- 緊急事態措置の実施期間**(解除日を含む)**を通用期間に含む**定期券
(で、かつ)
- 通勤**定期券・**通学**定期券(幼小中高大・専門・実習等)が対象となります。

払戻額の計算(例)

※最終使用日に遡って払戻額を計算します。

※定期券を継続購入された場合、継続前の定期券分は払戻額の計算に考慮されません。



☆:緊急事態措置の実施開始日(4/25)

★:最終使用日(4/24以降に限る)

▲:払い戻しのお申し出日

ご注意

- 定期券はご購入いただいた有効期間中のご契約となりますので、**払戻し額は月単位での計算**が基本となります。
- 定期券1枚あたり、220円の手数料を申し受けます。
- 定期券発売所へお越しになる際は、**定期券を使用せず**各駅券売機で「定期券購入乗車証」をお買い求めください。定期券発売所で返金します(払い戻しのため定期券を使用すると、最終使用日が変わります)。

対象となる乗車券類

回数券の場合

- 緊急事態宣言の発出により外出自粛となり、払い戻しのために来駅することが困難な場合(で、かつ)
- 緊急事態措置の実施期間**(解除日を含む)**を通用期間に含む**回数券が対象となります。
(通学回数券・放送大学用回数券を含みます)

払戻額の計算(例)

※有効期限内にお申し出いただいたものとして取り扱います。

※お持ちいただく回数券の残り枚数によっては、払戻額が無い場合があります。

2021年3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月



$$(\text{払戻額}) = \text{発売額} - (\text{普通運賃} \times \text{使用枚数}) - \text{手数料}$$

☆:緊急事態措置の実施開始日(4/25)

▲:払い戻しのお申し出日

ご注意

- 1回のお取り扱いにつき、220円の手数料を申し受けます。
- ご購入いただいた駅で取り扱います。取扱場所へお越しになる際の交通費は、お客様のご負担となります。

企画乗車券・団体券の場合

- 緊急事態宣言の発出により外出自粛となり、払い戻しのために来駅することが困難な場合(で、かつ)
- 緊急事態措置の実施期間**(解除日を含む)**を通用期間に含み**全券片が**未使用の場合**が対象となります。
(神戸市が発行する神鉄シーパスイオン、三田市・三木市が発行する福祉乗車券は除く)

払戻額の計算(例)

※無手数料で払い戻します。

$$(\text{払戻額}) = \text{発売額}$$

ご注意

- ご購入いただいた主要駅で取り扱います。主要駅以外(委託発売所など)でご購入いただいた場合は、最寄りの主要駅へお問合せください。取扱場所へお越しになる際の交通費は、お客様のご負担となります。

ご用意いただくもの

○ **対象となる乗車券類**（定期券・回数券・企画乗車券など）

※既に何らかの方法で払い戻しを受けられた場合、定期券を紛失した場合、IC定期券で継続購入等され定期情報が上書きされたために対象となる乗車券類が確認できない場合は、払い戻しできません。

○ 健康保険証など、ご本人であることを証明できる **公的証明**

※定期券を記名人以外の方(代理人)が払い戻しに来られる場合は、記名人と代理人とのご関係がわかるものと、代理人の公的証明が必要です。

○ (PiTaPaカードで定期券をご購入された場合(券面に【**P制**】と印字)) 決済に利用した **PiTaPaカード**

○ (定期券の場合) **払い戻し申込書** および **最終使用日確認書**

※定期券発売所に常設しています。窓口係員へお申し出ください。

取扱期間

○ 2021年4月25日(日) ～ 緊急事態措置解除日の翌月末

※ **取扱期間を経過すると**、旅客営業規則等に基づき **通常の手続き**となりますので、ご注意ください。

※緊急事態措置解除後の取扱期間中に、再び緊急事態宣言が発令された場合の取扱いについては、改めてお知らせいたします。